

【居宅介護支援重要事項説明書】

令和 6 年 3 月 1 日改定

1. 当法人の概要

法人の名称	株式会社オキカ
代表者名	長岡 誠仁
所在地・電話	〒247-0072 神奈川県鎌倉市岡本 2-19-15 TEL : 0467-33-5931 FAX : 0467-33-5932
事業の内容	訪問看護事業 居宅介護支援事業
事業所数	1 か所

2. 当事業所の概要

事業所名：居宅介護支援事業所はぴけあ鎌倉 (介護保険事業所指定番号：1472103587 号)
管理者：弦巻 亜矢 提供するサービスの種類：居宅介護支援事業

3. 当事業所の居宅介護支援事業に関する職員体制等

介護支援専門員等の質的向上を図るための採用時研修、継続研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

職種	従事するサービス内容等	人員
管 理 者 主任介護支援専門員	管理者は従業者に対し、権限を尊重し、指導及び業務の管理を行う。	1 名(常勤・兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、居宅介護サービス計画書の作成及び、適切な居宅介護支援の提供が確保される為の連絡調整その他の便宜の提供を行う。	1 名(常勤・兼務) 1 名(常勤)

4. サービス提供地域

鎌倉市・藤沢市・横浜市（戸塚区・栄区）

（提供地域以外に訪問・出張も可能ですが、交通実費の支払いが必要となる場合があります）

5. サービス提供時間

区分	平日	土曜日・日曜日・祝日
提供時間	8:30～17:30	休 日

（注）年末年始（12/31～1/3）はお休みとさせていただきます。

6. 利用者負担額

- （1） 介護保険制度から全額支給されているので自己負担はありません。
- （2） 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。利用料金は要介護度により異なりますが、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担金はありません。
- （3） 介護支援専門員が通常の実施地域を越えて行う事業を提供した場合の交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は一律 500 円の支払いが必要となります。
- （4） 介護保険料の滞納等により、法定代理受領サービスが受けられない場合があります。その場合には、一旦介護報酬に定められた額の全額をお支払いいただき、サービス提供をした証明書を発行いたします。この証明書を後日、市町村の介護保険窓口に提出されますと、払い戻しを受けることができます。

7. サービス方針

はぴけあ居宅介護支援事業所は、

- 一、利用者は人生の先輩ととらえ、大事にいたします。
- 一、利用者に 5 つの安『安心・安楽・安全・安定・安易』を提供します。
- 一、利用者・家族とチームになり、意見を尊重し、困難に挑みます。
- 一、利用者のニーズに応えられるよう、サービスのご提案をします。
- 一、利用者に対するサービスひとつひとつに、誰もが責任をとれる人材となります。

これらの理念に基づき、サービス事業所の選定は、利用者及びご家族の希望を踏まえつつ公正中立に複数の事業所の紹介を行い、その事業所を居宅サービス計画書に位置づけ作成します。サービス提供にあたっては、利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為、利用者やその家族に対して、居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能である事、当該事業所を位置づけた理由を求めることが可能である事を義務づけ、利用者の同意を得てサービスを提供するように努めます。

介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望する場合、その他必要な場合においては、主治医等の意見を求めるものとします。また、医療系サービスの利用を位置づけた居宅サービス計画書を作成した場合には、主治医等にも交付するものとします。

利用者が病院等に入院する場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えていただくようお願いいたします。

【居宅介護支援の流れ】

- ① インテーク（相談）
利用者、家族から介護についての相談を受けます。
- ② アセスメント（課題分析）
相談に対して、ヒヤリング、面接などを実施し、課題の把握と解決策を検討します。
- ③ 居宅サービス計画書原案の作成
解決すべき課題や目標を設定し、利用者、家族の希望も踏まえサービス内容を計画します。
- ④ サービス担当者会議の開催
居宅サービス計画書原案をもとに、関係者とのすり合わせを行います。
- ⑤ 居宅サービス計画書の説明、同意、交付
サービス事業所と契約し、居宅サービス計画書に基づいてサービスの利用が開始します。
- ⑥ モニタリング
1 ヶ月に 1 回程度自宅へ訪問し、利用者の状態やサービスの利用状況を確認します。
※②～⑥の手順を繰り返し、概ね半年程度で居宅サービス計画書の見直しを行います。

8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

居宅介護支援業所 はびけあ鎌倉 (お客様相談窓口)	電話番号	0467-33-5991
	FAX 番号	0467-33-5932
	対応時間	8:30～17:30（土日祝日等休日は除く）

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鎌倉市介護保険課保険担当	所在地	神奈川県鎌倉市御成町 18-10
	電話番号	0467-61-3950
藤沢市介護保険課	所在地	神奈川県藤沢市朝日町 1-1 本庁舎 2 階
	電話番号	0466-50-3527
横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉局相談調整課	所在地	神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 15 階
	電話番号	045-671-4045
神奈川県国民健康保険団体 連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地	神奈川県横浜市西区楠町 27-1 神奈川県国保会館
	電話番号	045-329-3447

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、家族、主治医、救急機関、市町村

に連絡します。

10. 秘密保持

当事業所は、業務上知りえた利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

当事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

11. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 衛生管理

当事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所において、従業者に対し感染の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとします。

13. 身体拘束

当事業所は、当該利用者又は他の利用者の等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14. 当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は

別紙（1）のとおりです。

15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 介護支援専門員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険法の制度上定められた業務を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受け致しかねますので、ご了承ください。
- (3) 介護支援専門員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。